

壱岐市農業委員会定例会（令和２年８月）

議 事 録

1. 開催日時 令和２年８月２５日（火） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 １６名
4. 欠席委員 …… 委員 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
 - 第２．議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第４１号 農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４２号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４３号 令和２年度農用地利用集積計画の承認について
(第３回)
議案第４４号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画
(案) に関する意見について
7. 報告事項 農業用施設等届出書について
8. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻前ではありますけど本日の出席委員は皆様お揃いでありますので、只今より令和２年８月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…委員さん、…委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…委員、…委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用ありません。

それから、売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

14番 土地の所在

勝本町西戸触 字西ノ前		地目	畑	面積	948㎡
同じく		地目	畑	面積	51㎡
同じく		地目	畑	面積	185㎡
計	畑が3筆で1,184㎡				

譲渡人

譲受人

経営地は、田が3,733㎡、畑が1,781㎡、計 5,514㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、規模を縮小するので譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により譲り受けて耕作する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、モア、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人が46年、妻35年、子10年です。通作距離は900m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8月20日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい。

議長・・委員。

豊永委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。事務局の説明の通り8月20日に本人さんと現地を確認致しました。

現地は、今、不耕作地でありまして、・・さんが野菜を今後作付けるという事でございます。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号14番は決定いたします。

続きまして、15番の説明を求めます。

事務局 はい、15番 土地の所在

勝本町西戸触 字大石・・・・・・ 地目 田 面積 788㎡

譲渡人・・・・・・

譲受人・・・・・・

経営地は、田が1,894㎡、畑が3,755㎡、計5,649㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住の為、管理出来ないので、譲受人へ贈与する。

譲受人 自己所有農地の隣接地であり、譲り受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、自走モアー、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインは農事組合法人から借りてあります。農作業暦は本人が40年、妻6年です。通作距離は、600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今年的水稻は作付けられておりました。今後も水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されま

す。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8月20日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい。

議長 はい、・・委員。

・・委員 担当の豊永です。事務局の説明のとおり8月20日に・・さんと農地の立ち会いを致しました。

・・さんの農地が申請地の横にございまして、譲り受けて水稻を作付けられるという事でございます。

何ら問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号15番は決定致します。

続きまして議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在

石田町石田東触 字三反田・・・・・・ 地目 畑 面積 160㎡

転用目的 一般個人住宅

申請人 ・・・・・・・

申請理由 長男が結婚し、孫が出来て同居することとなったが、現在の住居が手狭な為、申請地に隠居を建築したいので申請します。というものです。農業振興地域除外が県の同意を得て令和2年4月27日に完了を致しております。

農地の分類は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地であります。例外許可要件では拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の1/2を超えないものに限る。となっております。

このことにつきましては、既存宅地が684㎡ありまして今回の転用面積が160㎡でありますので面積割合は23.4%となっております。1/2を超えないものとなっておりますので、例外規定に該当すると判断を致しております。

位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。農用地区域除外時（2月19日に、・・委員さんと申請人の旦那さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

す。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 お早うございます。担当の・・です。今事務局から説明がありました通りです。長男さんが帰って来られたという事で隠居を建てたいという事ですので、許可が下り次第工事に入りたいという事でした。周辺農地も・・さんの土地にありますので、何ら問題はなかろうかと思えます。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号、2番は、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願いします。議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字赤道 ・・・・・ 地目 畑 面積 516㎡

転用目的 貸展示場

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

申請理由 申請地に、展示場を建築し、自身が経営する会社に賃貸するため申請します。というものです。権利の設定内容は、売買です。農業振興地域外の農地で、農地の分類は公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。8月17日に、・・委員さんと譲受人の立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。8月17日に・・さんと事務局と私で現地確認を行いました。

申請地は、岳の辻の方にあります。日高水道工事店さんの道を挟んだ西側の所にありまして、その申請地を借り受けまして、業務拡大の為に譲受人が住宅設備バス、トイレ、キッチン、洗面台、エアコン等の展示場を建設して譲受人

が経営する日高水道工事店に賃貸するという形で展示場を作りたいという事
であります。汚水・生活雑排水につきましては、下水管が通っておりますので、
そこに接続して流すという事でありました。

また、南側に農地がありますが、その農地とは十分距離とって建築されるこ
う事でありますので、何ら問題はないかと思ひます。皆様のご審議をよろし
くお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号、
6番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第43号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認につ
いて（第3回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、10頁をお願いします。

議案第43号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年
度3回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記
農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は54件、借手が38人、貸手が50人です。田が
98筆で113,421㎡、畑が35筆で41,480㎡、合計が133筆で
154,901㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印
を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと
思ひます。内容につきましては、11頁～15頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように
皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】
それではご異議ないようですので、議案第43号も決定致します。

続きまして、議案第44号「農地中間管理事業における農用地利用配分計
画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、通常は農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定と農地
中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について一括し
て説明させて頂いておりましたが、今回は農用地利用配分計画（案）だけにな
っておりますが、初めにその説明をさせて頂きます。

【所有者が誰も分からない場合の農地中間管理機構への20年以内の利用
権設定の手続き（農地法）についてパンフレットにより説明】

16頁をお願いします。議案第44号「農地中間管理事業における農用地
利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関す
る法律第19条の3の規定による意見を求められております。17頁の令和2
年8月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）につ
いての一覧表のとおりでありまして、再度16頁をお願い致します。計画（案）

につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するもので、計画（案）は、賃借権設定の10年間の田が10筆で7,383㎡です。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという事になります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第44号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、報告事項 農業用施設等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、18頁をお願いします。

報告事項、「農業用施設等届出申請について」、農業用施設等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

3番、土地の所在

勝本町坂本触 字神田 ・ ・ ・ ・ ・の一部 地目 畑 面積 616㎡のうち194㎡

転用目的 農業用倉庫

申請人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地に農業用倉庫を建設し利用したいので申請します。ということです。

令和2年7月28日に用途区分の変更が県の同意を得て完了いたしております。

位置図、写真、配置図は19頁～21頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

（はいの声あり）

それでは、農地の和解の仲介についてという事で箱崎地区の農地の所有者から農地の売買について農地法第25条農地の和解の仲介の申立てが提出されています。申し立てがあった場合、農業委員会の会長が3人の仲介委員を指名し、仲介委員が和解の仲介の職務にあたることとなっていますので、私の方から指名させて頂いて良いでしょうか。・委員さんと・委員さん、それから・委員さんの3名を仲介委員に指名します。

3名の方は、本会終了後に説明を行いますので、よろしいでしょうか。

【はいの声あり】 よろしくお願いいたします。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。